

第2回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会

開催日時	平成27年12月11日（金）午前10時00分から
開催場所	旧三洋電機守口第一ビル 2F 中会議室
議 題	(1) 開会 (2) 議題 守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（修正案）に関する審議 (3) その他 今後の会議日程について (4) 閉会
出席者	委員 17名

(1) 開会

○出席人数

(議長) 本日の出席人数の報告を願う。

(事務局) 本日の出席者は定数20名中15名。(遅れて2名出席)

(議長) 守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会規則第4条第2項の規定に基づき定足数に達しているため、会議は成立。

○資料説明

(省略)

(2) 議題

【守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会の運営・傍聴要領について】

(事務局) 資料2「守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会運営要領」は、前回の懇話会で決定した、懇話会の公開および議事録の作成等について定めたものである。

第2条で、懇話会について、個人情報を取り扱う場合や懇話会の審議に支障を及ぼす場合などを除き、原則公開とすることを定めている。第3条は、議事録の記載内容について、懇話会の日時や開催場所、出席委員の人数、議事の経過および概要などとすると定めている。議事録は、会長が指名した2名の委員が署名。また、議事録および配布資料は、原則公開するものとし、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがある場合などは、全部または一部を非公開とすることができる。第4条は、守秘義務について定めている。運営要領は、前回の懇話会で決定した内容について定めており、制定年月日および施行日を前回の懇話会開催日である平成27年11月13日としている。

(事務局) 次に、資料3「守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会傍聴要領」は、前回の懇話会で審議・了承を得たもので、資料2と同様、制定年月日および施行日を前回の懇話会開催日である平成27年11月13日としている。

(議長) 前回の会議で決めたことを文章にしているが、付け加えることがあれば、事務局に言ってもらえればと思う。

【守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（修正案）に関する審議】

○全体構成について

(事務局) 第1回守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会の資料7「守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）（修正案）平成27年12月11日版」について説明する。前回の懇話会で、資料7「（仮称）第二次守口市次世代育成支援行動計画分冊（案）」の審議を行い、修正を行った変更箇所について説明する。

計画書の名称について、当初「（仮称）第二次守口市次世代育成支援行動計画（分冊）（案）」としていたが、法律上の位置付けとして、次世代育成対策推進法に基づく計画であることが計画の中に記載されていれば、名称には次世代の文言が入っている必要はないこと、また、5年後に計画の見直しを行う際、昨年度策定した「守口市子ども・子育て支援事業計画」と今回策定する計画書を一冊に統合することなどを考慮し、今回策定する計画の名称を「守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）」と変更している。

次に前回、提出した案の「第1章 計画（分冊）の概要」と「第3章 計画（分冊）の基本的な考え方」について、数字のアップデートはしているが、昨年度策定した「守口市子ども・子育て支援事業計画」と内容が同じであるため、前回の懇話会で一つにまとめてはどうかという意見を頂いた。そこで今回、資料7の2枚目、目次（案）という頁を参照願いたい。「第1章 計画（分冊）の概要」に「第3章 計画（分冊）の基本的な考え方」を統合し、第1章に「3. 計画（分冊）の基本的な考え方」を追加した。

次に、「第2章 守口市次世代育成支援後期行動計画の評価と課題」は、「次世代育成支援後期行動計画」の評価を行うことから、施策目標・推進項目の番号は、当初「次世代育成支援後期行動計画」の計画体系図に基づいて表示していたが、昨年度策定した「守口市子ども・子育て支援事業計画」で、体系図の見直しを行い、「次世代育成支援後期行動計画」と「守口市子ども・子育て支援事業計画」の体系図が、一部変更となったことから、非常にわかりにくいとの指摘があった。そこで、第2章に表示する施策目標・推進項目の番号は、「守口市子ども・子育て支援事業計画」の番号に統一し、「次世代育成支援後期行動計画」と番号が変わったものには、横に注釈を印し「次世代育成支援後期行動計画」の番号を表示するとともに、頁の下段に変更内容について記載した。詳しくは、資料編に図解とともに記載する予定で、参考資料2「資料編 5. 計画の体系」のような形で、分冊の資料編に掲載する予定である。また、前回の資料では第2章の冒頭に「次世代育成支援後期行動計画」の体系図を記載したが、

とまどう恐れがあるとの指摘を踏まえ、「次世代育成支援後期行動計画」の体系図は削除した。

第2章の具体的な内容は、「第3章 施策目標別の展開」との関連が高いものであるから、第3章の審議の中で、必要に応じて第2章の内容も、審議する必要があると考えている。

第3章の内容は、前回の第4章の内容のまま、章の番号のみを繰り上げている。

(議長) 前回の議論を踏まえて前回資料の第1章と第3章を第1章に統合し、できるだけ簡単にまとめた。

また、施策目標の表が、「次世代育成支援後期行動計画」と「守口市子ども・子育て支援事業計画」の2つが入り、非常にわかりにくかったものを整理した形になる。

何か質問等はないか。

(各委員) 異議無しの声あり。

(議長) 第2章は第3章の審議を踏まえて、振り返って検討すべきところなので、第2章を飛ばして、第3章の施策目標別の展開をやっていききたい。

参考資料1の網かけの部分、色がグレーになっているところが、今回議論しなければならないところである。

(議長) 「施策目標1. 子どもの豊かな成長支援」をまず議論していきたい。第3章の全体の構成と、「施策目標1. 子どもの豊かな成長支援」のところまでを事務局に説明してもらおう。

(事務局) 「第3章 施策目標別の展開」の構成について、この第3章は本編である「守口市子ども・子育て支援事業計画」第5章に相当するもので、本編では施策目標ごと、推進項目ごとに135の事業・取組みについて、内容・今後の展開、対象者、担当課を記載している。その中で、今回の懇話会で審議対象となる30の事業・取組みについては、事業・取組みの名称と担当課のみ記載しているが、内容・今後の展開欄には、「次期次世代育成支援行動計画で検討」とだけ記載し、対象者については明記していない。

「守口市子ども・子育て支援事業計画」の49頁を参照すると、上段では、本編に触れた内容で事業・取組みの名称があり、内容・今後の展開、対象者、そして、担当課が記載されているが、下段の「推進項目4. の思春期保健対策の充実」では、事業・取組みの名称と担当課のみ記載で、内容・今後の展開と対象者は、先ほど説明した内容になっている。

分冊の「第3章 施策目標別の展開」は、本編で「次期次世代育成支援行動計画で検討」としている30の事業・取組みについてのみ記載する形にしてはどうかと事務局は考えている。つまり、分冊の14頁以降は、施策目標・推進項目別に、本編と同様の分類分けをし、施策No.を1から順に並べて本編で既に決定した事業・取組みは、内容・今後の展開欄に「本編を参照」といった内容を記載し、懇話会で決定する30の事業・取組みは、内容・今後の展開欄に決定した内

容を記載する、本編の記載方法と逆になるようなイメージにするのではなく、本編で決定した事業・取組みについては、施策目標・推進項目別に掲載する部分は省略して、懇話会で審議する30の事業・取組みのみを並べて記載するということである。

また、「第3章 施策目標別の展開」の最後に、「守口市子ども・子育て支援事業計画」の事業・取組み一覧を掲載し、全135事業について掲載するとともに、各事業・取組みの参照先を記載することを考えている。参考資料1「第3章 守口市子ども・子育て支援事業計画の事業・取組み一覧」という資料が該当する。

「第3章 施策目標別の展開」について、13頁は、この章の見方について記載しており、関連事業等の概要と対象者の見方、真ん中にある表は、本編でも記載があった内容で、本編では41頁、「施策目標1. 子どもの豊かな成長支援」の中に掲載していたが、分冊では施策目標の記述の前、13頁に記載している。アイコンは、本編のアイコンからの追加等はない。

(事務局) 14頁、「施策目標1 子どもの豊かな成長支援」について、推進項目は7つの項目があるが、今回議論をする推進項目は、「推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備」、「推進項目4. 思春期保健対策の充実」、「推進項目5. 次代の親の育成支援」、「推進項目6. 食育の推進」の4つの項目となる。

14頁の上段の施策目標1のリード文および施策目標と推進項目の表は、本編と同様である。

「推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備」は、17の事業・取組みがあるが、そのうちの7つは既に本編で決定しているので、分冊では10の事業・取組みについてのみ掲載。リード文、上からの1段落目については、本編と同様の内容である。なお、本編で掲載していた事業・取組みの名称を今回、計画(分冊)を作成するにあたり、名称を変更しているものがあり、これをリード文の3段落目以降に記述している。これは、従前の事業・取組み名称では、事業などがわかりにくいことから名称を変更したもので、事業内容は変更していない。

次に、分冊18頁「推進項目4. 思春期保健対策の充実」では、この推進項目にある全ての事業・取組みが、今回審議する対象となっている。ここも名称を変更しているものがある。また、本編49頁には「施策No.40 「喫煙防止教室」の開催」があったが、今回の計画案を作成する際、現課と調整をしていく過程で、「施策No.42 「非行防止教室」の開催」という事業・取組みの中で、喫煙防止についても取り扱っているため、施策No.40と施策No.42を統合し、「守口市子ども・子育て支援事業計画」における施策No.40は、欠番にしてはどうかと事務局は考えている。

次に、分冊19頁「推進項目5. 次代の親の育成支援」は、二つの事業・取組みがあるが、分冊に掲載する必要のある事業としては、「乳幼児とのふれあい体験」のみとなっている。

次に、20頁「推進項目6. 食育の推進」について、5つの事業・取組みがあ

り、分冊での審議対象の事業・取組みは「小学校における食育」「中学校における食育」「食生活に対する知識の普及」の三つがあったが、義務教育課程を通して行う食育は、事業を分ける必要性はないと考え、三つの事業・取組みを統合し、施策 No. 48 の名称を「小・中学校における食育」と変更し、施策 No. 49、50 は欠番にしてはどうかと考えている。

(議長) 施策目標 1. の 13 頁は、本編 41 頁と全く同じ書き方をしているの、逆に変更しにくいと思う。分冊 14 頁を開けると、施策目標 1. 推進項目 3. がある。いきなり推進項目 3. から始まるという形で、13 頁から 14 頁に、30 項目のみをやりますと書いているが、推進項目の欠番に関して何も記載がない。推進項目のどの部分を取り扱うのか、その旨をどこかに改めて書いたほうがいいと個人的には思う。施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援で、推進項目が 1 から 7 まで並んでいて、いきなり 3 番が出てくるのは、初めて読まれる方には違和感があると思う。

(委員) 対象者の表記についての確認だが、14 頁の「進路先訪問」の内容・今後の展開で、「**小** 市立小学校に通う 6 年生」という記載がある。この記載は 13 頁の【関連事業等の概要】対象者の見方について」の一番下の注釈にあるとおり、対象者をより細かく区分する場合にそういう記載をしているが 15 頁の「自然体験学習」で「**小** 市立小学校に通う児童」とあるが、これは小学生全員の話であり、あえてここに記載する必要はないのではないかと。

(事務局) こちらの記載について、この計画は、小・中学生でいうと市内に住んでいる小・中学生全てを対象としており、中には私立の小学校、中学校に通っている子どももいる。ただし、この事業は、市立小・中学校で行っているものであるため、このように記載している。また、本編でも、市立の小・中学校で行っている事業は、同様の記載をしている。

(委員) 了解した。では、16 頁、施策 No. 31 の一番上にある「認定こども園、幼稚園および保育所」という言葉は、私立も公立も問わず、守口市内にある全ての認定こども園、幼稚園、保育所を指すものと考えてよいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) あえて市立という言葉を入れていない場合、全ての子どもを対象にしていることを確認できた。

(委員) また、17 頁に、「公民館」という記載があるが、公民館の今後の在り方に関しては、守口市で現在も議論中だと思うが、どう考えたらいいか。

(事務局) 「公民館」の文言について、現在、守口市議会 12 月定例会において、守口市地区コミュニティーセンター条例案が上程されており、その中に、平成 28 年 4 月 1 日をもって、守口市公民館条例を廃止する旨の内容がある。本日、特別委員会で条例案について審議を行っており、本会議で条例案が可決されると、計画書の中で「公民館」と表記しているものは、変更が必要になると考えている。担当課が公民館の事業・取組みも、公民館廃止後、地区コミュニティーセンターで受け継ぐのか、他課に引き継ぐのか、事業が廃止となるのかという判断が

必要になる。公民館の関係する事業の具体的な内容は、守口市地区コミュニティーセンター条例案の審議結果を踏まえ、次回以降の懇話会で、改めて審議する必要があると考えている。

(委員) 今日、公民館に関わる事業の議論を深めるのは難しいと考えていいか。

(事務局) 審議を今回行うことは問題ないが、条例案の審議結果を踏まえ、次回の懇話会で再度審議をしないといけない場合もあると思う。

(議長) 今回提出されている計画案には「公民館」という文言があり、公民館を使う可能性のある事業があるが、次回の懇話会までには、公民館の今後の方向性がある程度わかるということである。12月議会で決議の予定か。

(事務局) 本日、コミュニティーセンターについての特別委員会があり、その中で条例案の審議をしており、12月18日が議会最終日なので、その時点で、決定されるものと考えている。今まさに審議中であり、担当課職員も、そちらの会議に出席している。

また、公民館は今まで守口市の一つの特徴として、10館1分室あり、地域の方々に支えてもらい、社会教育の中核として、地域に根差した社会教育の推進を行ってきたが、施設の老朽化や、今の公民館という一定の社会教育事業だけに特化するのではなく、地域の多様な世代の方々に広く施設を活用してもらう視点から、公民館からコミュニティーセンターへ形を変えるという条例案を提案している。その観点から、活用の仕方に少し、今までの公民館とは違う部分も含まれており、その部分については、少し後で議論していただきたいと考えている。

(議長) 何か意見はないか。

(委員) 「施策 No. 27 職場体験学習」で、守口市の市立中学校は、複数日に渡る職場体験学習を実施しているということだが、何日の職場体験学習を実施しているのか。

(事務局) 現在、中学校で行っている職場体験は、一番短いもので2日、長い場合は4日である。5日という場合もあるが、それは5日連続ではなくて、事前に見学することなども含めている。

(委員) 今、若い方の離職率が高い傾向にあり、定職に就かない青少年の方が多い中で、職業観や勤労観を育むために、複数日実施している市は、まだそんなに多くないと思っており、すごくいい取組みだと思う。しかし、職業体験をする前後の教育について、もう少し書き加えたほうが、さらに理解が深まるのではないか。

(委員) 小学校のもう少し低い年代からでもやってもいいのではないか。私は、小学校時代の職場体験で、工場や公的機関、郵便局など、こういう仕事はこういうことをしているということ、また、パンの製造工場に行ったときは、こういうふうにはパンを作っているなどを学んだことを今でも鮮明に覚えている。

先ほどの委員が言われたように、七五三現象という、働いてから3年以内に辞める人の割合が、中卒で7割、高卒で5割、大卒で3割いる。割合はそれぞれ低くなってきているが、離職率が高い状況であり、ハローワークとしても小・

中学校における職場体験は、非常に重要だと考えている。あと、2年生に複数日というのは、全生徒が2日間、職場体験学習を行うということか。

(事務局) 現在、ほぼ全ての市立中学校で、2年生が行っていると把握している。

(議長) 複数日というのは、1回限りの2日間と考えていいか。

(事務局) 基本、連続した2日間で行っている。1年生では、職場ではないが、福祉施設の体験を行っている学校もある。

(委員) 教育委員会でも、キャリア教育を重視しており、小学校から中学校、職場体験学習に行くまでに、例えば、小学校では公民館や乾電池工場に行ったり、いろんな社会施設を見学している。最終的に15歳の春、中学3年生になったときに、しっかりとした職業観や勤労観を持ってもらいたいという観点で、守口市内の小・中学校はそれぞれがいろんな取組みをしている。特に、キャリア教育という言葉で今は進んでいるところがある。

(委員) うちの幼稚園にも樟風中学校や梶中学校からそれぞれ10名ずつ職業体験に来ている。中学生たちは、小さな子どもたちが幼稚園にいるのを見て、先生方の大変さを感じたり、保護者の方が送迎しているのを見て、親の大変さを感じている。また、子どもたちがとても素直で優しいので、中学生たちは自分にもこんな小さかったときがあるということを実感し直したと作文に書いたりしている。中学生2年生というのは親に反抗をしたり、先生方の授業の教え方が下手だから、その教科を好きになれないと言うような、ちょうど難しい年齢で、両親や先生方の努力を私たちの職場を通して、体験しているということが、私はありがたいと思う。中学2年生というのは、これから先、世の中がどんどん変わっていったときに、リーダーシップを持てる、責任感のある人間になれるように様々な経験を積み、勤労に対する姿勢や、責任を担った命を持っていることを実感し直す時期であり、中学生たちは職場を通じてとても大事な体験をしていると思う。事前をお願いしているのは、言葉遣いや守秘義務、また、大事な命を預かっているということを学校で教えていただきたいということ。しかし、中学校の先生が来て、中学生に「お前ら、頑張っているか」と幼い子どもの前で言ったりするのだが、これは頑張っている中学生たちに対して失礼であるし、幼稚園の子どもがびっくりする。幼稚園では、「お前ら」なんて言葉は絶対使いません。3歳、4歳でも人格を持ったひとりの子どもとして扱っているので、中学校の先生たちにも丁寧な言葉を使ってもらいたいと思う。昨日、幼稚園でコンサートのリハーサルがあり、中学生たちが真剣に聞いてくれて、小さい子どもたちが集中して頑張っている姿を見て、自分たちも頑張らないといけないと思っていたり、自分たちが真面目に勉強できていないことを反省したりしている。帰り際に、嫌なことも忍耐を持って努力することが大事であり、あなたの親も世の中を支えている方たちはみんな、そういうふうに頑張っているから、心が痛むこともあるが、嫌だからと途中でやめずに、それを克服する強い自分をもってねと、優しく、温かく先生方も声をかけている。今は中学校によって体験する日数が異なっているが、この経験は非常に尊いので、しっかりと

守口市の特色として、4日なら4日、同じ日数派遣してもらいたいと思う。

(事務局) 先ほど、委員からの質問内容で、若い人の離職傾向が高いので、体験学習を複数日に渡って実施するのはいいことであるが、さらに、体験の前後の教育についても書いてはどうかとの提案があったが、具体的な内容は職場体験学習に行く前の事前学習の内容と、職場体験学習後に考え方が変わったという内容を記載したらよいか。

(委員) この内容・今後の展開に書かれている内容だけ見ると、職場見学に行った発表をしていると捉えられると思ったので、中学校であれば、職場見学ではなく、職場体験ということをきっちりわかるような書き方にして欲しいと思う。

(議長) これは、キャリア教育という言葉を使ったほうがいいのではないか。

(委員) 職場体験学習だけでなく、もっと広く捉えてキャリア教育になるため、職場体験学習という場合は、こう書くしかないのかなと思う。望ましい職業観や勤労観を育成するため、市立中学校では事前学習から有意義な職場体験学習が実施できるように、計画的に進めているという話になるという気はするが、事前学習があってこそ職場体験学習が子どもたちにとって一つの大きな体験になるので、何かいい言葉を考えて欲しいと思う。

(議長) 今後は、事前・事後の学習も必要だと思う。また、体験する職場を1か所ではなく、複数にするということがとても重要になると思う。だから、今後、複数の職場を体験することや、中学2年生だけでなく他学年での実施、また小・中学校のキャリア教育の中でどういう位置づけにするのかなどを含めて、どういう方針を立てるのかということに記載を検討して欲しい。

(委員) 難しいのは、施策No. 26、27も含めてキャリア教育になるというところで、キャリア教育のことを書き入れるのは難しいと思う。

(事務局) 委員からも意見があったように、キャリア教育は生き方の学習であり、どういう生きざまを持っていくかということを含んでいるため、施策No. 26、27という項目で挙げると、このような形になると考える。ただ、事前・事後の学習も実際にやっており、例えば、修学旅行でいうと、ただ旅行に行くだけではなく、事前からの取組み、その後どういうことを学んできたかを、中学生だと小学校で発表するというのも、含まれるものである。文言は検討し、次回提出する。

(議長) 推進項目3のリード文に、キャリア教育についての文言を入れる必要があるかどうか、考えてもらえるか。

(事務局) 検討する。

(議長) 内容・今後の展開は、具体的な言葉があるほうがいいと思う。「推進します」や「目標にします」ではなく、具体的に書いて欲しい。

(委員) 市内の小・中学校で、特に小・中一貫教育をすごく力を入れて、進めていこうという動きがあると思う。新たに小・中一貫教育のための学校が出来る中で、そういう部分も、議論をして、文言を追加してはどうか。

(事務局) 守口市では現在、小学校と中学校の9年間の義務教育を一つの校舎で、一貫し

て行うことができる学校を、来年、平成 28 年 4 月 1 日開校に向けて、準備中である。小・中一貫教育については、本市の教育を特徴付ける大きな柱となっているので、今回、分冊の作成にあたり、例えば、「小・中一貫教育の推進」などの名称で、事業を一つ追加してはどうかと考えている。今回の提出資料には間に合わないため、次回までに案を作成し、審議していただきたいと考えている。

(委員) リード文にある「不登校等で悩む小・中学生」まさに、この不登校の問題を考えると、小学校から中学校に上がってのさまざまな課題に対応していくため、小・中学校が連携して、一貫教育をしていくということには意味があると思う。

(議長) 全体に関わってくると思うが、基本的に市として、いろんな事業に取り組んでいくときに、市民の力を借りなければならないことが、生じてくると思う。ボランティア組織に関する文言がこの計画案の中にも出てくる。ボランティア組織は、特定の人ばかりが参加するものが多く、極端である。ボランティア組織の育成や運営支援について、市はどう考えているのか。市民ともに働くという形もあると思うが、どうか。

(事務局) ボランティア組織といっても、地縁的な結合のボランティア組織と、NPOなどの目的に基づいて活動する組織と、多様な形態がある。特に地縁的な部分で、青少年育成団体やその他さまざまな団体で、今、後継者の育成という問題が、非常に大きな課題となっていると聞いている。

市は、さまざまなチャンネルを用いた活動を公募して、市民祭りやいい夫婦フェスタなどのイベントに、出してもらい、知ってもらう。会員さんはどんどん入れ替わっていくという部分もあるが、活性化を図っていく方向で考えている。ただ、この会議でも提案をいただけるなら、市にこんなところを応援して欲しいという意見を伺いたい。例えば、場所や規制緩和のこと、祭りや行進をする場合に、道路の規制解除のための警察とのやりとりは、市にしてもらいたいなど、いろんな市の役割があると思う。金銭的、財政的な支援も含めて、どういった支援が必要なのかを市も考えているが、委員の中で意見があれば、伺いたい。

(議長) 例えば、「施策 No. 31 図書館の環境と充実」で、ボランティアが関わっていることが出てくる。中学生による本の読み聞かせや、シニア世代を使うなど、ボランティアの組織について、何か意見はあるか。

(委員) うちの小学校には、読み聞かせで更生保護女性会の方々に来てもらっている。また、いろんな地域団体、守口市で関わっている団体の方々に来てもらい、それがずっと続いている。新たにボランティア組織をつくるというより、既存の団体が学校のために動いてくれていることが多い。学校の環境整備も地域の方々に来てもらっている、どういうふうに行けばいいか、難しい。

(委員) 守口市には小学校 17 校区あるが、校区ごとに必ず学校支援コーディネーターがいるが、この計画案には出てきていない。学校支援コーディネーターのことを地域をつなぐということで、その文言を入れるべきではないか。地域コーディネーターがあるのであれば、学校支援コーディネーターも入れるべきだと思う。

- (委員) 大賛成である。ただ、どこに書き込むのか、難しいとは思う。
- (委員) 学校支援コーディネーターは学校支援地域本部で、学校の支援全般に関わっているのですが、何か項があったほうが良いと思う。
- (委員) 地域とも関わっており、パイプ役となっている。
- (事務局) 学校支援コーディネーターは非常に重要な役割を持っており、このコーディネーターの方々のおかげで、ボランティアが進んでいる。どこに掲載するかは、一度検討したい。「施策 No. 32 中学校校区連携推進協議会」と関わってくると思うが、もう一度検討させていただきたい。
- (事務局) 学校支援コーディネーターの件は、平成 17 年策定の次世代育成支援行動計画、それから平成 22 年策定の次世代育成支援後期行動計画これらの策定過程で恐らく入れ漏れたのだと思います。30 項目という中に入っていないが、指摘いただきましたように非常に重要ですので追加したいと思う。
- その他の項目でも、今回、追加すべきものがあれば検討していただきたいと思う。10 年前の次世代育成支援行動計画から変わっていない、旧態依然とした部分が見える場合、ぜひ指摘をいただければと思う。
- (委員) 全体に関わることで、例えば、「地域コーディネーター」がどんなものなのかということについて、本編では「※」をつけて、資料編に細かい説明を入れていると思う。主任児童委員がどんな役割を持つのかなどが書かれているが、分冊に新たに出てきて分からない言葉は、同じように注釈をして欲しい。
- (事務局) 今回、分冊の作成にあたり、同じような用言集を作る予定で、現時点でもバックアップしているものがある。本編と同様に、「※」で表示しており、例えば、第 2 章の 12 頁の推進項目、施策目標に子どもが安全に育つための環境づくり、推進項目 3 を見ると、その後も、これは「※」を付けていたり、その下の 4 行目、SNS について、「※」をつけている。いくつかはピックアップしているが、今、指摘があったように、まだ拾いきれていないと思うので、精査して、新たに用言集を資料編に掲載することを考えている。
- (議長) 漏れがあると思いますが、用語集についてはまたやりましょう。
- (委員) 18 頁で、施策 No. 41、42、43 について、私には、小学校 6 年生の娘と 4 年生の息子がいるが、子どもを取り巻く環境は、先ほど事務局からも話があったが、10 年前とは全く環境が変わっており、親が驚くぐらいいろんな問題が低年齢化している。対象者が小学校本人となっているが、可能な限り保護者も入れてもらいたい。
- 学校で非行防止や、昨日は小学校 4 年生の子が薬物乱用防止についての授業を受けてきたので、施策 No. 41 については、小学校 4 年生ぐらいからやっているということだと思うが、もう少し低年齢を対象にすることを望む。また、保護者も可能な限り聞きたいと思うし、本当に起こりうるということを感じたほうが良いと思う。
- 推進項目 4. のリード文で、10 年前とは明らかに環境が違うという文言も入れていただきたい。学校と子どもたちだけでは限界があると思うので、地域や

保護者の連携が必要になってくると思う。そういうことにも、力を入れ、変えていこうとしているという文章でもあって欲しい。

(事務局) 先日、テレビでも報道等あったが、大麻を栽培して、それを使ったという事例もあった。非行というのは、今までだと、少し年齢の高い層でそういうことをしていたが、だんだん低年齢化している現実を直視しなければならないと思う。ここはまた担当課と共有し、事業の対象を保護者まで広げられないのか等、網の目を広く、細かくして欲しいということだと思いますので、そういった趣旨で再検討したいと思う。

(議長) 保健所との連携については、書かなくていいのか。思春期保健対策は、保健所と連携をしていると思うが、どうか。

(事務局) 保健所との連携は、学校によって異なっている状態である。ここに書いている団体は、全学校で協力してもらっているところであり、他にも協力団体はあるということで、「等」とつけている。この中に保健所も入っていると捉えてもらいたいため、こういう記載をしている。

(議長) 市として、今後、保健所との連携を強めていくつもりなのか、それとも、現状維持か。

(事務局) 保健所との連携については、決して現状維持や縮小ということではなく、できるだけ情報を共有し、一緒に取り組んでいくという姿勢でいる。ただ、保健所は地方公共団体であるが、大阪府の別の組織にあり、その事務分掌や事務の権限もあるので、今後、そのあたりについても協議していきたいと考えている。

(委員) リード文のところに、「関係機関と連携しながら、自らの健康や性、心の問題について考える機会を充実していく」という言葉が欲しい。関係機関にはさまざまあり、薬物乱用防止教室でいうと、ライオンズクラブとか、ロータリークラブなども入っており、本当にいろんな機関と連携しながら、地域や保護者とも連携し、子どもたちを支えていくようになってほしいと思う。

(委員) 11頁「施策目標1. の子どもの豊かな成長支援」の「推進項目4. の思春期保健対策の充実」で、現状が上に書かれていて、「→」以降が今後の方向性という形で書かれているが、現状の下の3行目ぐらいから、「最近シンナーに加え、危険ドラッグなどの…」というところが書かれていて、「→」以降もまた同じことが書かれている。今、お話された内容をこちらにも盛り込んで、重複部分をなくしたほうが、いいと思う。

(事務局) 11頁の施策目標1の推進項目4の本文について、「→」の上の部分で、文言が重複しているので、その部分をカットして、できるだけ分かりやすい表現に修正したい。

(委員) 推進項目4の「施策.43 性教育、エイズ教育」について、エイズ教育を重点的に取り組んでいるなら、それでいいと思うが、通常、性教育の中に性感染症の教育があり、その中に一つの病気として、エイズの教育をするという流れがある。何か意味があるなら、それでいいと思うが、そうでなければ誤解を生むかもしれないと思う。

- (事務局) 今の意見を踏まえて検討する。
- (議長) 推進項目5. のところは、何かあるか。
- (各委員) 特になしとの声あり。
- (議長) 20 頁、「推進項目6. 食育の推進」に関して前からの流れをそのままを引き継いできて、こういう形になっているが、時代の流れとともに、生活習慣病がかなり低年齢化しているため、小・中学校で生活習慣病対策をやらないといけないう時代になってきていると思うが、市は、どうするのか。
- (事務局) 生活習慣病等のことは、小・中学校のときの家庭科では、取り上げていると思うが、ここに取りだして記載するかは、検討したい。
- (議長) 食育の中で学ぶものだと思うので、検討して欲しい。
- (事務局) 生活習慣病の低年齢化ということで、極度の肥満児など、そういった事例が見受けられるので、学校現場だけでなく、保健センターも含めての対応が考えられ、担当課も含めて検討したい。
- (委員) 食育に関しても、保護者にとってすごく大切な問題である。中学生は、給食が始まったが、いろんな家庭の子どもがいて、朝も食べれない子どももいる。すごく厳しい状態も、保護者の耳に入ってくるので、10 年間で変わった給食や学校の取り組みなど、この部分についても対象者を保護者まで広げて欲しい。
- 学校と子どもと給食・弁当だけの問題ではないので、こちらについても守口市が力を入れていることがわかればうれしい。
- (事務局) 給食については、小学校では5年生で保護者を招き、PTA等と連携しながら、給食試食会を毎年実施しているが、どういう形で載せるかは検討したい。
- (事務局) 先ほどの指摘ですが、施策 No. 48 の「内容・今後の展開」欄の真ん中の「市立小・中学校では給食日より等のお便りにより～」というところで、保護者も対象にしている。市立小・中学校に通う児童とその保護者ということで、対象者欄にⒺⒺと書いている。これで、本人と保護者が対象だと示している。先ほどの意見は、内容をもう少し保護者の方に寄せたほうが良いと理解してよいか。
- (委員) そうである。施策 No. 48 の「内容・今後の展開」欄の真ん中の部分だけでなく、他の部分も、可能な限りでお願いしたい。
- (議長) 守口市として、食育に関する今後の方針はどのようなものなのか。例えば、朝食を抜いてしまう子がいるため、小学校で朝食を出している市町村がある。全国的にはそこまでしているところもある。
- (事務局) 現状、そこまで詰めた話ができている。平成 25 年から梶中学校をはじめとして、中学校で今までランチルームという食堂の活用をしているが、そこから利用量が減ってきたこともあり、給食に切り替えているところである。今年度、給食の実施を全校で進めている。また、朝食については、今のところ、そこまでの議論に至っていない。ただ、近隣各市の状況を見据えた中で、今後の取り組みを市としても検討したい。
- (議長) お願いする。
- (委員) 食育に関しては、保育所もかなり力を入れている。食育の推進は、小・中学

校だけでいいのか。必ず保育計画の中には食育という言葉が入ってくるし、必ず職員会議でも議題に上る。また、保護者にも食育だよりを出している。小・中学校まででいいのか。

(事務局) 今回の分冊を作成するにあたり、本来であれば、昨年度、全項目について審議をできればよかったが、小・中学校や、対象年齢が少し上のものについては、委員構成の関係で審議ができないということもあり、30項目だけ項目を作ることにした。それ以外については、就学前の子どもは、昨年度の段階で審議できたので、本編のほうで就学前における食育ということで審議済みである。今回は、昨年度、議論ができなかった小・中学校の食育について議論をしていただきたい。

(事務局) 次に、分冊の21頁、「施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり」「推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進」について、この推進項目は、当初、三つの事業・取組みでした。しかし、近年スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに、インターネットがより身近な媒体となり、子どもを取り巻くインターネット環境が変化し、問題が複雑化しており、今後、子どもたちがインターネットを適切、かつ、安全・安心に利用するため、情報モラル教育の必要性があると考え、施策No.67の枝番として、次の22頁で、新たに施策No.67-2「情報モラル教育の推進」を追加してはどうかと考えている。

(議長) この施策目標2で扱う分野は、時代の流れとともに、いろんなことが起こってきた。近隣の市町村でも、事件等も起こっているが、守口市としてはどうやっていくのか、非常に重要だと思うので、教えて欲しい。新たに付け加えた施策No.67-2の担当課が教育センターであり、食育は学校教育課になっているが、この事業・取組みの分担はどういうふうになっているのか。

(事務局) 施策No.67-2「情報モラル教育の推進」について、教育センターが担当課となっているが、学校教育課が何も関わっていないということではない。実際には、例えば、SNSによるいじめに関連することなどは、学校教育課の取組みもあるが、ここで挙げているICT教育等の内容については教育センターが行っているということである。

(委員) 施策No.67と施策No.67-2の対象者に「他」や「対」というものがあるが、この対象者が誰なのかよくわからない。施策No.67では「青少年団体関係者」と書いているので、これは青少年育成指導員などの地域の方を対象にしていると思うが、施策No.67-2の「子どもたちが適切に～出前授業を行っていきます。」という終わり方とするなら、対象者は小・中学生本人で、表記は「小」、「中」として、「Ⓧ」をつけるのだと思うが、どうか。

(事務局) 対象者アイコンについては、13頁に書いてあるとおり、「他」は上記8種類の対象以外の者が対象であり、詳しい対象は内容を・今後の展開で記載。また、「対」は対象を限定しないものであり、主な対象がある場合には、内容を・今後の展開で詳しい対象者を説明している。

(事務局) 施策No.67-2の下段の「子どもたちが適切に～」というところは、教育センタ

一で担うものの対象は主に小学校、中学校の児童、生徒および保護者と考えている

(事務局) 実際に教育センターが行っている出前授業について、小・中学生が対象のもの、その保護者も対象としているもの、また併せて地域住民も対象としているものがあるということで、主な対象は小・中学生とその保護者になるけれども、対象は限定しないという表記にしている。

(委員) 地域住民を対象にするという意味合いはあるかもしれないが、このアイコン表記は分かりにくいと思う。

(委員) 小学校や中学校で保護者が集まる参観や懇談会などの機会に、映像でまとめて見せてもらったり、現状とか教えてもらえたらいいと思う。

(委員) 学校では修学旅行の説明会に6年生の保護者はみんな来るので、説明会の前20分ほど教育センターから来てもらい、話してもらい、みなさん驚いていた。子どもにスマートフォンを渡した後、いろんなことが起こっている事実があるので、保護者にとって大切だと思う。

(議長) この部分で、何かあるか。

(委員) 対象者に関して、欄の大きいところ、小さいところがあるとは思うが、「対」とか、「他」というアイコンではなく、全部載せたらどうかと思ったが、そうなると、「他」が前回にあるので、それは無理かとも思う。

(議長) もう一つは、施策No.66の書店、コンビニ等への立入調査とあるが、なぜこれだけを挙げたのか。私は今、守口市以外の市に住んでいるが、その市では事件以降、巡回が厳しくなり、路上にいただけで、刑事と思われる人と、指導員のような女性と、3、4人ぐらいずつグループになり、孤立している小・中学生を見たら、職務質問が始まるという状態が、進んでいる。守口市として、書店、コンビニ等を限定的にやるのはどうしてか。

(事務局) この項目は、平成17年策定の「次世代育成支援行動計画」のときからあり、時代的な背景もあると思う。主に書店、コンビニ等で、青少年に悪い影響を与えるような書画等の陳列、販売されている例があるので、青少年の育つ環境にふさわしい状態にするために、自主的な措置を書いてきたという経過があるので、今後も取組んでいく趣旨で掲載しているものである。ただ、その取組みの内容が、必ずしも書店、コンビニだけではなく、等と書いているが、その等の内容で、具体的に他にもあれば提案してもらいたい。

(委員) 1つは、青少年育成指導員に年に何回ぐらい立入調査、協力を得ているのか。

(事務局) 青少年指導員の協力を得て、大阪府から年1回、コンビニと書店への調査書が回ってきて、それを店側の協力を得て、年1回の現地調査をしている。

(委員) 青少年育成指導員で、青少年の育成のパレードをしている。具体的に言うと、これだけに絞り込まないといけないのか。立入調査が主な内容となっているが、地域の青少年を育成するために、さまざまな活動をしているので、事業名称の変更はできないのか。

(事務局) 青少年育成指導員の活動内容の事業については、他にも本編の77頁に項目が

ある。書店、コンビニ等の立入調査に絞りこんでいる。あくまでも子どもを取り巻く有害環境の対策の推進という項目で挙げているので、犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援は、本編の 77 頁の施策 No.135 番に、既に青少年育成指導員による街頭指導活動と支援という形で、街頭に立って夜間の見回り活動等を既に記載している。

- (委員) これだけを取り上げているのが、気になる。そこは考えて欲しい。
- (議長) そう思う。書店、コンビニが、恐らく時代の流れと共に徐々に減って、インターネットの時代になってきていると思う。あえて書店、コンビニ等という記載があるのか。インターネットのほうが、比重が高くなっていると思う。また、塾通いとかしている場合は、夜間遅い時間帯に小・中学生が出歩いている状態になってきており、夜間における小・中学生の安全確保をどうするかというのは、非常に問題になってくると思うので、その辺を含めて考えていただきたい。
- (委員) 私は、青少年育成指導員の代表として出席しているが、書店、コンビニの立入検査は、件数自体が少なくなっているもので、この項目を入れること自体が、どうかと思う。それよりも、育成指導員の中には街頭委員が各校区にいるので、その人たちが1カ月に1回、必ず各校区を夜回りしている部分をもう少し強調したほうが、育成指導員の動きがよく分かると思うので、そちらを強調してもらったほうがいいかと思う。
- (議長) 夜間の安全確保の部分をどちらに入れるかは、もう1度考えて欲しい。
- (事務局) 今の意見を含め、担当課、教育委員会とも相談した上で、もう一度考えたい。
- (議長) インターネットを取り巻くことに関して、施策 No.67-2 で新しい項目を立てているが、現状、守口市として、これからもっとますますインターネットに関するモラル教育実施や受講があると思う。教職員、特に高齢の教職員に対する研修活動と、小・中学生、保護者、地域の人に対する出前授業との両方の問題が出てくるが、これだけで足りるのか。
- (事務局) この問題については、非常に深刻に捉えている。ここだけではなくて、技術家庭でも、また、道徳教育等でも、実際に授業として教えている部分もたくさんある。ただ、それについては、ここには出てこないが、市としては非常に重要な、いじめとも絡んでいる。
- (委員) 樟風中学校では、スマートフォンやインターネットの扱いに関して、生徒会が自ら子どもたちにアンケートを採り、そのアンケートを基に「だいじなことは、お互いに口で話す」などの8か条をつくった。そして、それを教師と保護者が、改めてもう1回、話し合い、8か条という宣言書を作った。それは学校や大人が子どもたちに作るように言ったのではなく、自ら作りだしたもののなので、改めて危険だということを実感できた。教育は、外からの教育もあれば、自らが発見していく教育のやり方もあると思う。そういう教育は進めているとは思っている。
- (議長) この部分、今後、市としてどうしたいのかというところを少し拡大の方向で考えて欲しい。
- (委員) 例えば、21 頁の推進項目 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進のリード文

のところに、何か言葉が入ったら、いいかもしれない。学校で、こういう取り組みを進めていくとか、地域に対してこういうことを訴えていくとか、努めていくとかってというようなことなど。

(議長) ネット環境の進歩により、面と向かって話すなどのソーシャルスキルがどんどん下がっている。インターネットに関する情報教育は、ソーシャルスキルとか、そういうマナーとかをきちんと教えることが、必要になってくると思うので、その辺を含めて市として、文言を足して伝えていただければいい。

(委員) 情報モラル教室の出前授業があるが、私自身もSNSの世界とかも全然分からなく、子どもたちのほうが進んでいて、ネットの中で隠語を使って、聞いただけでは何か分からないが、実際は死ねという意味であるとか、そういう現状が全く把握できないのが、すごく怖い。出前授業が、地域に開かれるものであれば参加して、その現状を知りたいと思うが、現在、出前授業は、学校で行われているもの以外にもあるのか。

(委員) うちの学校では、毎年、冬休みのときに錦フォーラムをしており、去年は教育センターから、地域の方、保護者の方や先生を対象に話をしてもらった。学校に話したら、そういう機会をつくってもらえると思う。

(議長) 現状は各校区、学校ごとになっているので、それを市としてどうするか。

(委員) 例えば、広報誌等に、学校の行事を掲載するのは難しいと思う。

(議長) 要するに、これをやり始めたら、青少年から高齢者まで全部しなくてはならなくなる。難しいと思うが、今、ネット社会になっており、検索して一番始めにある検索結果だけを見る。結局、たくさん読まないで、読む能力がどんどん落ちていく。だから、一番上にある検索結果だけ使うので、詐欺にひっかかる。情報をどのように収集、把握していくかである。詐欺のターゲットになるのが、それに疎い小・中学生や高齢者なので、これは小・中学生の問題だけではないと思う。その辺を含めて、市としてインターネット社会におけるモラルや情報をどうやって把握していくかということを考えないと、どんどん詐欺に遭う。

(委員) 事故にも遭う。警察がよく言うのは、携帯を見ながら車や自転車を運転し、事故を起こすので、危ない。

(事務局) 今のご意見を控え、学校にも伝える。学校からあがってきた話で、LINEというのがある。LINEで、「です」というのを「でちゅ」とか何かで間違えて打った生徒に対して、周りの生徒がそれから「でちゅ」と言うようになり、先生に何とかして欲しいと言ってきたので、直接、自分で言ったらいいと言った。しかし、自分で言うことができないということなので、先生が場所を設定して、本人が言わないで欲しいと言ったら、解決した。そのような事案も出てきているので、指摘のあったソーシャルスキルが落ちてきているのは、インターネットに依存している部分もあると思うので、そういう部分も含めて、どういうリード文を載せるかどうか、市としても考えていきたい。

(委員) だんだんと時代が進んできて、インターネットが非常に便利になり、そのようなことよりも利便性や経済効果を重視し、品格、人格、感情や言葉を無視して

いる世の中になりつつある。電車に乗れば、みんながスマートフォンを操作しており、大学でも辞書を持たないで、スマートフォンで調べなさいと言う先生もいる。だから、スマートフォンを使えないと、世の中についていけないことをみんなが思っているところがあって、それがかえって人間同士のコミュニケーションの低下を引き起こしている。そこらを私どもは親御さんに、お願いをしている。それから、感情を表出する機能を失うことを親に分かってもらわないと、何でも買う親がいる。子どもがやめといたほうがいいと思うゲームをお父さんが買ってやっている。子どもでさえ分かっているのに、今、そういうことを言う人もいない。その辺り、先生を含めて考えていることは皆同じであり、そのことを理解させることが大事である。

(議長) 施策目標2については、もう1回、検討して欲しい。「施策目標の3.子どもが安全に育つための環境づくり」から、施策目標4. 5. のところはないので、あと「施策目標6. 地域力の活用による子育て支援」ですけど、施策目標3と6を一気に説明を受けたい。

(事務局) それでは、分冊の23頁、「施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進」について、説明する。ここは「推進項目3. 子どもの立ち直り支援について」、守口市子ども・子育て支援事業計画としては、三つの事業・取組みがあったが、今回、分冊に掲載する必要のある事業としては、子どもサポート体制の充実の一つの事業になる。次に、24頁、「施策目標6. 地域力の活用による子育て支援の推進項目3. 家庭教育への支援の充実」について、この推進項目では、全ての事業が今回の計画での審議対象となっている。次の「推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実」も、全ての事業が今回の計画の審議対象となっている。

(議長) 「施策目標の3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進」のところ、何か意見はあるか。

(委員) 関連事業との概要の施策No.82のところ、対象が高校生、担当課が学校教育となっているが、小・中学生ではなくて高校生まで幅を広げるのか。

(事務局) 学校教育課としましては、小・中学校を対象としておりますので、もう一度、検討する。ただ、もちろん電話等かかってくれば、高校でも対応している。

(委員) 卒業生として関係するので高校も含まれてくる。そこと連携を取りながらこの事業をするのであれば、高校生も対象だと思う。あと、このソーシャルワーカーは何を指しているのか。

(事務局) スクールソーシャルワーカーである。

(委員) 子どものサポート体制の充実に関してだが、虐待の問題が市内の小・中学校、幼稚園及び保育所に出てきている。子どもたちの権利擁護って出された場合に、虐待はすごく大きな問題として存在しているので、もし、これまで議論した中に入っているのだったら、子どもサポートには入らないのか。別にあるのか。

(事務局) 児童虐待の防止に関することは、23頁の推進項目の枠の「推進項目2. 児童虐待防止策の充実」の事業に入っている。

- (委員) その説明やこのように力を入れて取り組むという記載はどこにあるか。
- (事務局) 全て「推進項目 2. 児童虐待防止策の充実」の事業で、虐待やそれに関する事業は載せている。本編の 2 頁目と 58、59 頁は、児童虐待に関する防止の事業である。
- (議長) 不登校の問題で、実は昨年度までは大阪府の予算の組立ての関係で青少年課がやっていたが、今年度の予算立てから福祉に移ったことにより、守口市も福祉のサポートセンターを全て外部委託した。福祉に一部分を移してしまい、不登校を含めて、守口市も福祉に振ってしまったはずである。不登校の部分は、経済的な問題も含まれるので、教育の部分と福祉の部分が、オーバーラップした状態になってしまうことがあるが、福祉との関連はどうなっているか。
- (委員) 私が知っている範囲であるが、小・中学校に在籍する児童、生徒に関しては、学校教育課と書いているが、不登校に絞り込んでいくと、教育センターが学生フレンドやスクールカウンセラーなどさまざまな事業を行っている。児童、生徒に対しては、本当に関係機関とつなぎながら子どもを支えている。ケース会議も実際に行っているので、不登校に絞る場合はもう少し何か書けないか。ソーシャルワーカーの派遣に絞り込んでも、スクールカウンセラーも関わっているので。
- (事務局) 不登校など立ち直り支援ということで大きく考えていたので、不登校に対しては、適応指導教室も設置・運営し、学生フレンドの要請があれば派遣も行っている。スクールカウンセラーは、中学校区に一人ずつ、府のスクールカウンセラーの配置事業を活用して配置し、中学校だけじゃなく、校区の小学校にも順番に回っているなどいろんな対応をしているということはあるが、それをここに書いても良いものか。
- (委員) 子どもサポートをどうするかだと思う。実際に事業としては、すごく取り組んでいることは確かです。子どもの立ち直り支援、登校支援という形でもあるし、問題行動に対して学校教育がさまざまな取組みをしていることも知っているので、少しだけ考えていただけたらと思う。もったいない。
- (事務局) この項目について、担当課と協議し修正等を考えさせていただきたいと思う。ただ、先ほど不登校の部分が、その対策が福祉の部局のほうに移ったのではないかという話があったが、実際には生活福祉課で所管する事業の中に、いわゆる経済的に困窮している世帯の学力支援というような事業が取組みの中で、今回、整えられている。ただ、必須事業ということではなく、市町村が任意で選択する事業ということになっているが、現在のところ、まだ具体的な予定や事業化の枠組みとしては、まだ挙がってきてないという状況である。生活福祉課のほうで不登校という切り口ではなく、いわゆる低所得者世帯というか、そういった学力向上というような学校での教育の指導等への支援で免除がある。
- (委員) その観点からいうと、対象者が本人って書いてある。これは生活保護などに関わっているケースワーカーの方がたは、親に対してアプローチができるから、とても大切である。それ以外でも、子育て支援課が、さまざまな家庭でいろんな

課題を抱えている場合は、親に対しての指導を入れるので、本人でいくのであればもうこれで良いと思う。もう一つ、今、言った社会福祉の部分まで入れたら、ここの⊕を入れたら、学校教育課ではなくなってしまう。親の指導ができないので、子どもサポートというふうにするのであれば、難しいところであるが。子ども家庭センターも、親に対しての指導が入るので、いざとなったら親権まで発展する。

(議長) これをつくったときと今の状況とで、実はこの4月から障がい者への差別防止に関する法案が施行される。それで、学校では、差別が起こらないように、障害者の保護という形の内規をつくりなさいとなってきている。だから、これのできた時点と現在とで、人権区分が、差別防止などの法律的なことが加えられてしまっている。そうした場合に、今回は、「施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進」の「推進項目. 1. 人権擁護の推進」は変えないで、「推進項目3. 子どもの立ち直り支援」だけをディスカッションしましょうと言うのだが、推進項目. 1のところは、法律体系が若干、変わってきたので、その法律のことを引用してリード文のところに入れるしかないと思うが。

(事務局) 今、会長から指摘があったのが、障害者差別解消法かと存じます。確かに来年の4月ということで、去年、「守口市子ども・子育て支援計画」を策定する時点では、出てこなかったものもあった。今、法制を見ると、お手元の分冊のほうの資料で、23頁の施策目標3. の推進項目1に、人権擁護の推進という項目がある。これは、本編しか記載がないが、本編では、56頁、57頁に分けてさまざまな人権という観点の事業・取組みが載っている。これはこの形で確定しているので、例えば、今、提案があったように、推進項目そのもの、推進項目のリード文も含めて入れることができるか検討していきたい。

(議長) 計画ができた後に、法律ができてしまったので仕方なかったと思うが、その辺は検討していただければ、よいでしょう。

(委員) 「施策 No. 125 子ども体験学習」で、ムーブ21にて、ファミリーフェスタとムーブ21がすごく取り上げられているが、16頁の「施策 No. 31 図書環境の充実と読み聞かせ」で、リーディングスタッフもやっている。ムーブ21が一番大きいので行きたいが、なかなか時間と距離が合わなくて、駅前のエナジーホールの2階にも図書館がある。エナジーホールにもこういうことができたらと思う。あと、「施策 No. 122 家庭教育講座の開催」に記載のあるママカフェと、「施策 No. 125 子どもの体験学習」に記載のあるケーキ作り教室などの体験学習は公民館で行われているが、公民館がなくなったら、どこですか。リーディングスタッフも、守口小学校に入っている。スタンプラリーや子どもにしおりの景品を作るなどの取組みもある。例えば、子ども・子育てセンターでやっている子育てサークルは、交流会を1年に1回開いて、各地域のサークルが集まり、活動報告や情報交換ができるが、リーディングスタッフは、他の学校との情報交換がなく、現状が全く分からない。司書の方が中学校や小学校を回っているので、地域のことは分かるが、交流ができれば、もっと活動も活発になると思

う。あと、公民館に図書館もあるので、図書の取組みを前面に出すのであれば、これからも引き続き、力を入れてもらいたいと思う。

(事務局) 公民館の関係で、施設自体は、当分の間はそのまま残るという形になる。ただ、組織自体が若干、変わるが、今までどおり継続して使っていただけるものと考えている。詳しい内容は、議会の後に説明できると思う。また、今のリーディングスタッフの関係であるが、大変貴重なご協力をいただいている。それに含め、全体での連絡会みたいなものができるなら担当課にも打診し、検討しなければいけないのかなと考えていますので、よろしく願う。

(委員) 図書室は、新しい施設に造られるのか。

(事務局) 一応、一番初めに東部の藤田中学校の跡地に、東部でのコミュニティーセンターの拠点施設を1館、建設する議案も、今議会に挙げている。本日審議しているが、その建物の中には、子どもが読む子育て用の図書、社会教育、生涯学習という観点からの図書室を設けて、市民の方がたに広く利用していただける施設になるような形での設計と聞いている。

(議長) ムーブ21の事業は、他で拡大して行うのは可能か。

(事務局) 25頁で、先ほど「施策 No. 125 子どもの体験学習」でムーブ21は書いているが、エナジーホールは入れてない。これは担当課に確認する。

(議長) 「施策目標6. 地域力の活用による子育て支援」は、公民館がどうなるか分からないという不透明な部分があるので、もう1回、ここを公民館の話が固まった時点で、議論しなければならないかもしれない。何か気付いた点があった場合どこに言ったらいいか。

(事務局) お気付きの点、質問及び要望があれば、こども政策課にメールでも、電話でも結構ですので、いつでもご連絡いただければ対応する。

【今後の会議日程について】

(事務局) 今後の日程について、次回の懇話会は、12月25日金曜日の午後1時からを予定している。

【閉会】